

第1672回島根県教育委員会会議 議題書

令和8年2月17日(火)
日時
13時30分～

第1672回教育委員会会議議題

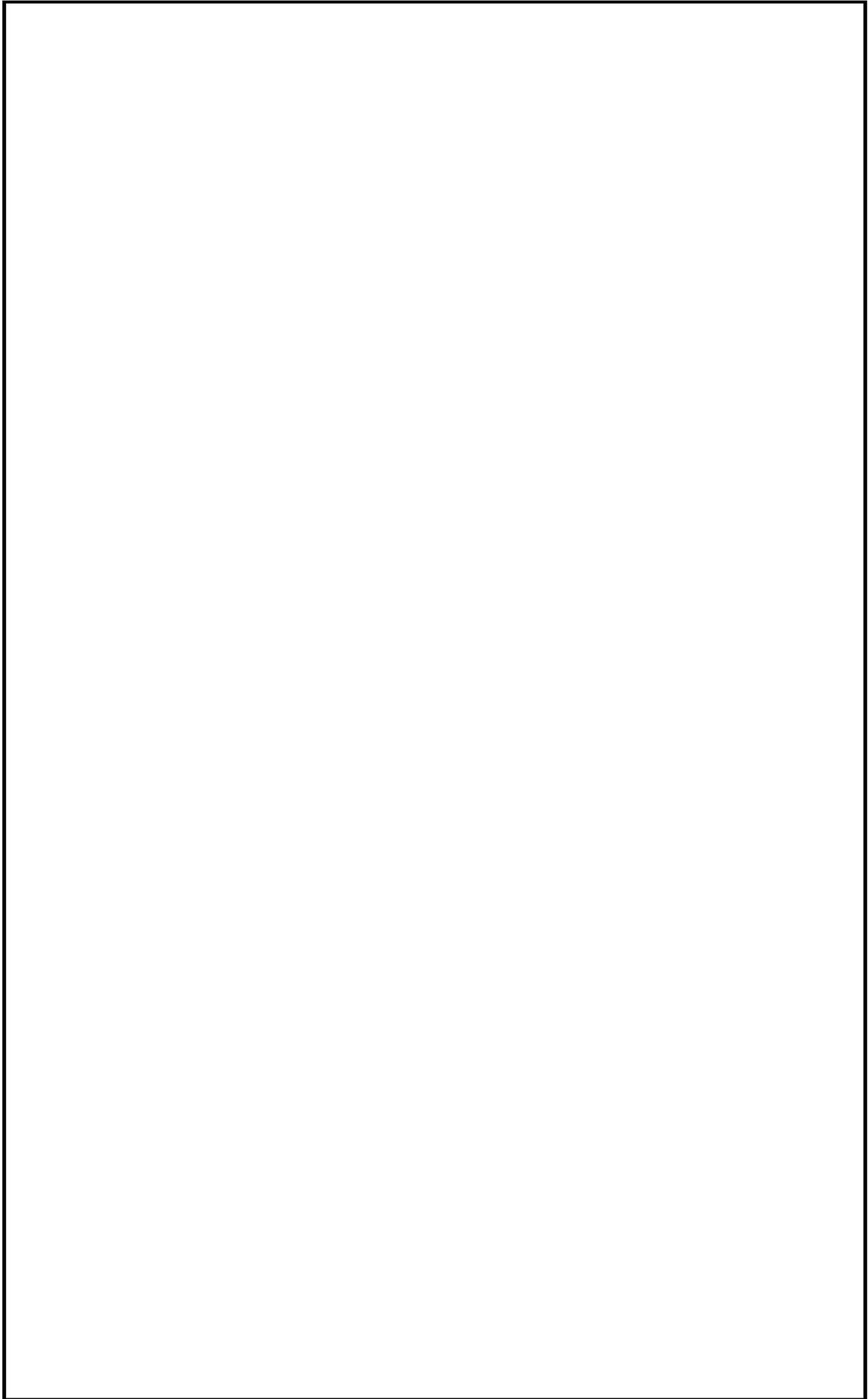
期日 令和8年2月17日(火)

議 題

— 公 開 —

(報告事項)

- | | | |
|------|---|---------|
| 第70号 | 県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について（総務課） | ———— 4 |
| 第71号 | 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について（総務課） | ———— 15 |
| 第72号 | 令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜における一般選抜の志願変更前の出願状況について（学校教育課） | ———— 18 |
| 第73号 | 令和7年度島根県体育・健康優良学校等表彰について（保健体育課） | ———— 21 |



県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案理由

人事委員会の勧告及び報告を受けて、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員に対して支給する諸手当について所要の改正を行う必要がある。

2 一部改正が必要な条例

- ・ 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）（以下「県立条例」という。）
- ・ 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）（以下「市町村立条例」という。）

3 条例の概要

(1) 人事委員会勧告に基づく改正

ア 初任給調整手当

県立条例に「第2種初任給調整手当」、市町村立条例に「初任給調整手当」を設け、給料月額の水準が在勤地域の最低賃金の水準を下回る場合、その差額を支給

イ 通勤手当

自動車等の使用者に対する通勤手当の月額の上限を60,700円に引上げ

ウ 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度額の改正

(ア) 通常の場合

区 分	改 正 前	改 正 後
通常の宿日直勤務	4,400円	4,700円
管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務	8,300円	8,600円

(イ) 執務時間が通常の場合の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合

区 分	改 正 前	改 正 後
通常の宿日直勤務	6,600円	7,050円
管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務	12,450円	12,900円

(2) その他規定の整備

4 施行期日

- (1) 令和8年4月1日から施行する。
- (2) 3の(1)のウについては、令和7年4月1日から適用する。

県立学校の教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">県立学校の教育職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: center;">〔 昭和29年3月26日 〕 〔 島根県条例第6号 〕</p> <p>第1条・第2条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(給料)</p> <p>第3条 給料は、職員の勤務時間に関する条例(昭和27年島根県条例第9号。以下「勤務時間条例」という。)第2条から第5条までの規定による勤務時間(第25条の3及び第25条の4において「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、初任給調整手当(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第21条の3の規定による手当を含む。)、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び退職手当を含まないものとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第4条～第17条の2 〔略〕</p>	<p>第1条・第2条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(給料)</p> <p>第3条 給料は、職員の勤務時間に関する条例(昭和27年島根県条例第9号。以下「勤務時間条例」という。)第2条から第5条までの規定による勤務時間(第25条の3及び第25条の4において「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、初任給調整手当_____、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第21条の3の規定による手当を含む。)、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び退職手当を含まないものとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(給料表)</p> <p>第4条 教育職員に適用する給料表は、高等学校等教育職給料表(別表第1)とする。</p> <p>2 教育職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表(以下「給料表」という。)に定める職務の級に分類するものとし、その分類については、高等学校等教育職給料表級別基準職務表(別表第2)に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</p> <p>3 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(職務の級ごとの定数)</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>2 教育職員の職務の級は、前項の教育職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、人事委員会の定める基準に</p>

従い決定する。

(初任給等)

第6条 新たに給料表の適用を受ける教育職員となった者の号給は、人事委員会の定める初任給の基準に従い決定する。

2 教育職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合又は1の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会規則で定めるところにより決定する。

第7条から第10条の2まで [略]

(昇給)

第11条 [略]

2 前項の規定により教育職員(次項に規定する教育職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教育職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳以上の教育職員で人事委員会規則で定めるものの第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該教育職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

4～6 [略]

第12条～第17条の2 [略]

(初任給調整手当)

第17条の3 特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会が定めるものに新たに採用された教育職員には、月額2,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、第1種初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する教育職員のうち、同項の規定により第1種初任給調整手当を支給される教育職員との権衡

(初任給調整手当)

第17条の3 特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会が定めるものに新たに採用された教育職員には、月額2,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する教育職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される教育職員との権衡

上必要があると認められる教育職員には、同項の規定に準じて第1種初任給調整手当を支給する。

- 3 前2項の規定により第1種初任給調整手当を支給される教育職員の範囲、第1種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第1種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第17条の4 新たに採用された教育職員であつて、採用の

日において、当該教育職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該教育職員の属する職務の級並びに第6条第1項及び第2項並びに第11条第2項及び第3項の規定により当該教育職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務教育職員その他の人事委員会規則で定める教育職員にあつては、人事委員会規則で定める額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

- 2 第2種初任給調整手当の月額、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける教育職員以外の教育職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される教育職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第18条～第19条の2 [略]

(通勤手当)

第20条 [略]

上必要があると認められる教育職員には、同項の規定に準じて_____初任給調整手当を支給する。

- 3 前2項の規定により_____初任給調整手当を支給される教育職員の範囲、_____初任給調整手当の支給期間及び支給額その他_____初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

[新設]

第18条～第19条の2 [略]

(通勤手当)

第20条 通勤手当は、次に掲げる教育職員に支給する。

- (1) [略]

2 〔略〕

(1) 〔略〕

(2) 前項第2号に掲げる教育職員 支給単位期間につき、自動車等の使用距離に応じ、60,700円以内で人事委員会規則で定める額（定年前再任用短時間勤務教育職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める教育職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 〔略〕

3～9 〔略〕

第20条の2～第21条の2 〔略〕

第21条の3 〔略〕

2 新たに給料表の適用を受ける教育職員となって特地学校又は準特地学校に在勤することとなったことに伴って

(2) 通勤のため自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする教育職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教育職員以外の教育職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教育職員を除く。）

(3) 〔略〕

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 〔略〕

(2) 前項第2号に掲げる教育職員 支給単位期間につき、自動車等の使用距離に応じ、42,600円以内で人事委員会規則で定める額（定年前再任用短時間勤務教育職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める教育職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 〔略〕

3～9 〔略〕

第20条の2～第21条の2 〔略〕

第21条の3 教育職員が学校を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は教育職員の在勤する学校が移転し、当該移転に伴って教育職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する学校又はその移転した学校が特地学校又は人事委員会が指定するこれらに準ずる学校（以下「準特地学校」という。）に該当するときは、当該教育職員には、人事委員会規則の定めるところにより、当該異動又は学校の移転の日から3年以内の期間（当該異動又は学校の移転の日から起算して3年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 新たに

住居を移転した教育職員、新たに特地学校又は準特地学校に該当することとなった学校に在勤する教育職員でその特地学校又は準特地学校に該当することとなった日前3年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される教育職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める教育職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(宿日直手当)

第22条 宿日直勤務を命ぜられた教育職員には、その勤務1回につき4,700円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、8,600円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、7,050円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては、12,900円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

第22条の2～第31条 〔略〕

附 則 〔略〕

別表第1・別表第2 〔略〕

_____特地学校又は準特地学校に該当することとなった学校に在勤する教育職員のうち、

_____前項の規定による手当を支給される教育職員との権衡上必要があると認められる_____

_____教育職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(宿日直手当)

第22条 宿日直勤務を命ぜられた教育職員には、その勤務1回につき4,400円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、8,300円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、6,600円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては、12,450円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

第22条の2～第31条 〔略〕

附 則 〔略〕

別表第1・別表第2 〔略〕

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>市町村立学校の教職員の給与等に関する条例</p> <p style="text-align: center;">〔 昭和29年3月26日 〕 〔 島根県条例第7号 〕</p>	
<p>第1条～第3条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(給料)</p> <p>第4条 給料は、第22条から第22条の4までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、管理職手当、<u>初任給調整手当</u>、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当（第19条の3の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を含まないものとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第5条～第15条の3 〔略〕</p>	<p>第1条～第3条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(給料)</p> <p>第4条 給料は、第22条から第22条の4までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、管理職手当_____、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当（第19条の3の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を含まないものとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(給料表)</p> <p>第5条 教育職員には中学校・小学校等教育職給料表（別表第1）を、学校栄養職員には職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）別表第5イに掲げる医療職給料表(2)を、事務職員には同条例別表第1に掲げる行政職給料表（以下本則において「行政職給料表」という。）を適用する。</p> <p>2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表（以下「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類については、別表第2から別表第4までの級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で教育委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</p> <p>3 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(職務の級ごとの定数)</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2 教職員の職務の級は、前項の教職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、教育委員会の定める基準に従い</p>

決定する。

(初任給等)

第7条 新たに給料表の適用を受ける教職員となった者の号給は、教育委員会の定める初任給の基準に従い決定する。

2 教職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、教育委員会規則で定めるところにより決定する。

第8条から第11条まで [略]

(昇給)

第12条 [略]

2 前項の規定により教職員(次項に規定する教職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

3 次の各号に掲げる教職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該教職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳以上の教職員で教育委員会規則で定めるもの(次号に掲げる教職員を除く。)

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして教育委員会規則で定める教職員

4～6 [略]

第12条の2～第15条の3 [略]

(初任給調整手当)

第15条の4 新たに採用された教職員であつて、採用の日において、当該教職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該教職員の属する職務の級並びに第7条第1項及び第2項並びに第12条第2項及び第3項の規定により当該教職員の受ける号給に応

[新設]

じた額（定年前再任用短時間勤務教職員その他の教育委員会規則で定める教職員にあっては、教育委員会規則で定める額）に12を乗じ、その額を第22条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して教育委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から教育委員会規則で定める日までの間、初任給調整手当を支給する。

2 初任給調整手当の月額、教育委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける教職員以外の教職員で、同項の規定により初任給調整手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定めるものには、教育委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第16条～第17条の2 〔略〕

（通勤手当）

第18条 〔略〕

2 〔略〕

(1) 〔略〕

第16条～第17条の2 〔略〕

（通勤手当）

第18条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

(1) 〔略〕

(2) 通勤のため自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）その他の交通の用具で教育委員会規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）

(3) 〔略〕

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 〔略〕

(2) 前項第2号に掲げる教職員 支給単位期間につき、自動車等の使用距離に応じ、60,700円以内で教育委員会規則で定める額（定年前再任用短時間勤務教職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める教職員にあっては、その額から、その額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 〔略〕

3～9 〔略〕

第18条の2～第19条の2 〔略〕

第19条の3 〔略〕

2 新たに給料表の適用を受ける教職員となってへき地学校等又は前項の規定により教育委員会が指定する学校に在勤することとなったことに伴って住居を移転した教職員、新たにへき地学校等又は前項の規定により教育委員会が指定する学校に該当することとなった学校に勤務する教職員でそのへき地学校等又は前項の規定により教育委員会が指定する学校に該当することとなった日前3年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもその他前項の規定による手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める教職員には、教育委員会の定めるところにより、同項の規定に準じてへき地手当に準ずる手当を支給する。

第19条の4～第19条の5の2 〔略〕

(宿日直手当)

(2) 前項第2号に掲げる教職員 支給単位期間につき、自動車等の使用距離に応じ、42,600円以内で教育委員会規則で定める額（定年前再任用短時間勤務教職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める教職員にあっては、その額から、その額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 〔略〕

3～9 〔略〕

第18条の2～第19条の2 〔略〕

第19条の3 教職員が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は教職員の勤務する学校が移転し、当該移転に伴って教職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校又はその移転した学校がへき地学校等又は特別の地域に所在する学校で教育委員会が指定する学校に該当するときは、当該教職員には、教育委員会が定めるところにより、当該異動又は学校の移転の日から3年以内の期間（当該異動又は学校の移転の日から起算して3年を経過する際教育委員会の定める条件に該当する者にあつては、さらに3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額合計額の100分の4をこえない範囲内の月額のへき地手当に準ずる手当を支給する。

2 新たに_____へき地学校等又は前項の規定により教育委員会が指定する学校に該当することとなった学校に勤務する教職員のうち、_____前項の規定による手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる_____教職員には、教育委員会の定めるところにより、同項の規定に準じてへき地手当に準ずる手当を支給する。

第19条の4～第19条の5の2 〔略〕

(宿日直手当)

<p>第19条の6 宿日直勤務を命ぜられた教職員には、その勤務1回につき<u>4,700円</u>（教育委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、<u>8,600円</u>）を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で教育委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、<u>7,050円</u>（教育委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては、<u>12,900円</u>）を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額とする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第19条の7～第26条 〔略〕</p> <p>附 則 〔略〕</p> <p>別表第1～別表第4 〔略〕</p>	<p>第19条の6 宿日直勤務を命ぜられた教職員には、その勤務1回につき<u>4,400円</u>（教育委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、<u>8,300円</u>）を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で教育委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、<u>6,600円</u>（教育委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては、<u>12,450円</u>）を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額とする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第19条の7～第26条 〔略〕</p> <p>附 則 〔略〕</p> <p>別表第1～別表第4 〔略〕</p>
---	---

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する 条例の一部を改正する条例について

1 提案理由

国における義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直しに鑑み、教員特殊業務手当の額について所要の改正を行う必要がある。

2 条例の概要

教員特殊業務手当の額の改定

区 分	改正前	改正後
部活動指導業務	ア 4時間以上(※) 3,600円	ア 3時間以上(※) 3,900円
	イ 2時間以上4時間未満(※) 1,800円	イ 2時間以上3時間未満(※) 1,950円

※ 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の運用方針で定める業務に従事した時間

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p style="text-align: center;">〔昭和47年3月28日〕 〔島根県条例第10号〕</p> <p>第1条・第2条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(教員特殊業務手当)</p> <p>第3条 〔略〕</p>	<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）第21条第2項及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号。以下「市町村立学校給与条例」という。）第19条第2項の規定に基づき、特殊勤務手当の種類、支給される県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(教員特殊業務手当)</p> <p>第3条 教員特殊業務手当は、教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年島根県条例第42号）第3条第1項の規定により教職調整額の支給を受ける教育職員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 教育委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は次に掲げる日に行うもの</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項、第4条及び第5条又は市町村立学校給与条例第22条の2第1項、第22条の3及び第22条の4の規定に基づく週休日</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（県立学校の教育職員のうち、勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている教育職員以外のもの）にあつては、当該休日が勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、</p>

<p>2 〔略〕</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 前項第4号の業務 <u>3,900円</u> (教育委員会が定める場合にあっては、<u>1,950円</u>)</p> <p>第4条～第21条 〔略〕</p> <p>附 則 〔略〕</p>	<p>人事委員会の承認を得て教育委員会が定める日)</p> <p>ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日 (国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる日を除く。)</p> <p>エ 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例 (昭和31年島根県条例第36号) 第4条 (市町村立学校給与条例第22条の10の規定に基づきその例によることとされる場合を含む。) に規定する代休日</p> <p>オ イからエまでに掲げる日に準ずるものとして人事委員会の承認を得て教育委員会が別に定める日</p> <p>(4) 学校の管理下において行われる部活動 (正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。) における児童又は生徒に対する指導業務で、前号アからオまでに掲げる日又は前号イからオに掲げる日以外の正規の勤務時間 (勤務時間条例第2条から第5条までの規定又は市町村立学校給与条例第22条から第22条の4までの規定による勤務時間をいう。) が4時間である日に行うもの</p> <p>2 前項の手当の額は、1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じて当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 前項第4号の業務 <u>3,600円</u> (教育委員会が定める場合にあっては、<u>1,800円</u>)</p> <p>第4条～第21条 〔略〕</p> <p>附 則 〔略〕</p>
---	--

令和8年度島根県公立高等学校入学者選抜における 一般選抜の志願変更前の出願状況について

1 出願期間

令和8年2月2日（月）～2月5日（木）12時

2 第1志望学科への出願状況

課程	学校数	入学定員	特色選抜 合格内定者数	一般選抜 募集定員 a	一般選抜 出願者数 b	対募集定員 競争率 b/a
全日制	本校 35	4,933	1,849	3,084	2,494	0.81
	分校 1	(5,043)	(1,826)	(3,217)	(2,656)	(0.83)
定時制	3	360 (360)	— (—)	360 (360)	133 (130)	0.37 (0.36)
計	39	5,293 (5,403)	1,849 (1,826)	3,444 (3,577)	2,627 (2,786)	0.76 (0.78)

※表の数値は令和8年2月5日12時現在で、()は昨年度の数値

一般選抜 対募集定員競争率（一般選抜出願者数÷一般選抜募集定員）の高い10学科

競争率の高い学科		
高校名	学科名	競争率
松江農林	生物生産	1.67 (1.05)
出雲工業	建築	1.43 (0.92)
松江商業	くくり募集	1.38 (1.13)
大社	体育	1.33 (0.71)
出雲農林	動物科学	1.30 (0.74)
松江南	普通	1.26 (1.25)
出雲工業	電子機械	1.25 (1.05)
江津工業	建築・電気	1.23 (0.22)
平田	普通	1.19 (0.78)
大社	普通	1.18 (1.11)

※競争率欄の()は昨年度の数値

一般選抜出願時の全日制課程の対募集定員競争率の推移

年度	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
競争率	0.96	0.93	0.91	0.90	0.91	0.91	0.92	0.83	0.83	0.81

3 地域外からの合格者を入学定員の10%以内（出雲高校は5%以内）に制限する学校（普通科）の出願者数

高校名	入学定員（人）	地域外			地域
		合格者数上限（人）	出願者数（人）	定員に対する比率%	
松江北	200	20	8	4.0 % (3.3 %)	松江市
松江南	200	20	23	11.5 % (7.0 %)	
松江東	200	20	6	3.0 % (4.0 %)	
出雲	240	12	1	0.4 % (2.9 %)	出雲市

※()は昨年度の数値

4 今後の日程

- 2月9日（月）～16日（月） 志願変更受付期間
- 2月18日（水） 一般選抜最終出願状況発表（志願変更後）
（午後2時、学校教育課HPで公表）
- 3月4日（水） 学力検査（国語、数学、社会、英語、理科各50分）
- 3月5日（木） 面接等
- 3月10日（火） 追検査
- 3月13日（金） 一般選抜等合格発表（午前10時、公表）
第2次募集実施校公表（午前10時、学校教育課HPで公表）
- 3月16日（月）～17日（火） 第2次募集出願期間
- 3月19日（木） 第2次募集作文・面接検査等
- 3月24日（火） 第2次募集合格発表（午後3時、公表）

令和8年度 島根県公立高等学校入学者選抜 一般選抜出願者数(志願変更前)

島根県教育委員会 R8.2.5 12:00現在

Main table showing application statistics for public high schools in Shimane Prefecture for the 2025-2026 academic year. It includes columns for school name, course type, enrollment numbers, and various applicant counts categorized by region and school type.

Table titled '定時制' (Part-time) showing application statistics for part-time high school courses. It follows the same structure as the main table, detailing applicant numbers for various schools and courses.

Table titled '全日制・定時制 統計' (Full-time/Part-time Statistics) providing a comprehensive summary of all applicant data, including totals for each category and overall regional figures.

※1 身元引受人による出願者の合格者数を4名を超えて決定することができる学校における割合を示す。
※2 原則として4名以内において合格者を決定する。なお、スポーツ特別選抜での身元引受人による県外からの合格者数を含む。
※3 大東高等学校、松田高等学校、三刀屋高等学校、隠岐水産高等学校の設定人数には、スポーツ特別選抜の身元引受人による県外受検生の合格者も含む。

報告第 73 号
保健体育課

令和 7 年度島根県体育・健康優良学校等表彰について

1 趣 旨

幼児・児童・生徒が生涯を通じて体育・スポーツに親しむとともに、健康で安全な生活を営むことができる能力や態度を身に付けるための優れた取組を行っている学校等を島根県教育委員会教育長が表彰し、もってこれらに関する活動のより一層の推進を図る。

2 表彰部門別表彰校・園・調理場数

表彰部門	表彰校数
学校体育優良学校の部	2校

※健康教育優良学校の部、学校歯科保健優良学校の部、学校安全優良学校の部、学校給食優良調理場の部は、該当なし

3 被表彰校及び活動の概要

別紙のとおり

4 表彰式

- (1) 日 時 令和 8 年 2 月 2 日 (月) 10:00～11:00
(2) 会 場 島根県分庁舎 2階 教育委員室

令和7年度 島根県体育・健康優良学校等表彰

【学校体育優良学校の部】

学校名 校長名	児童数	活動の概要
出雲市立 平田小学校 校長 飯塚 積	344名	“めあてをもって 主体的に運動し 喜びが繋がっていく はすだっこ～「よ くばる」 体育科学習を通して～”を研究 主題とし、「体づくり運動」「器械運動」 「陸上運動」「表現運動」「保健」の5領 域で体育研究に取り組んだ。『喜び』を味 わい、生涯にわたって運動を楽しむ態度を 養うことを目指して実践を重ねた。

学校名 校長名	生徒数	活動の概要
出雲市立 さくら小学校 校長 梶谷 康和	126名	運動経験の二極化、運動が得意な児童と 苦手な児童の差や意欲の違いがあるとい う課題を改善すべく、“「できる・関わる ・楽しむ」子どもの育成～【できる】を保 障し、子どもが成長を実感する「ゲーム・ ボール運動」の授業づくり～”を研究主題 とし、「ゲーム」と「ボール運動」の2領 域を中核として実践を重ねた。